

道路構造物の民有地への越境について

日頃より市政発展のため御協力を頂き、誠にありがとうございます。

現在までに整備された郡山市道のうち、稀に道路構造物が民有地へ越境した状態で設置されていることがあります。

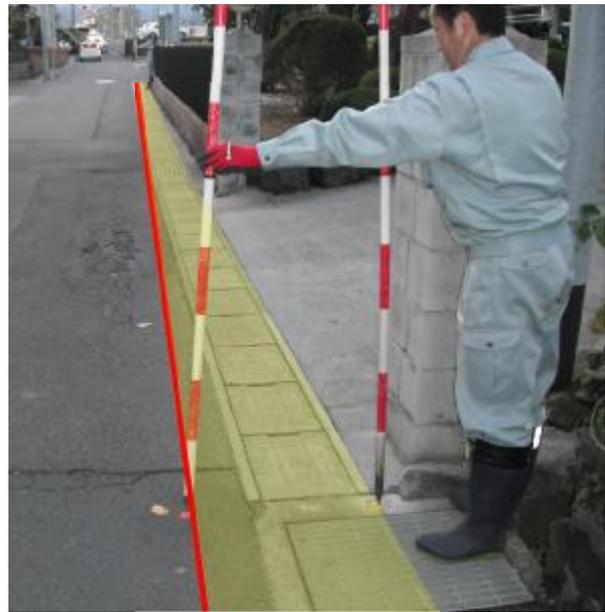
本市の方針としましては、現状の機能を確保するため、用地買収にて越境の解消を行っているところであります。

本件においても用地買収での契約締結及び登記上の所有権移転による解決を考えておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

(例)



(例)



官民境界： 
越境部分： 

- ・ **測量費用及び登記関係費用はすべて郡山市で負担いたします。**
- ・ 必要書類：①売買契約書、②承諾書 ③登記原因証明情報兼登記承諾書、
④印鑑登録証明交付申請書（公用扱）、⑤請求書、⑥個人番号提供同意書

事務担当 郡山市建設交通部道路維持課 行政係
福島県郡山市朝日一丁目23番7号
(TEL) 024-924-2301 (FAX) 024-931-5243
E-mail: douroiji@city.koriyama.fukushima.jp